

# 山火事予防に向けて地域と絆深める

## （パトロール依頼の交付式について）

令和7年4月21日（月曜日）、津軽森林管理署において「令和7年度山火事防止パトロールの依頼証明書」の交付式を執り行いました。

このパトロールは、山火事の発生が特に懸念される時期に合わせて、東北森林管理局青森事務所と三陸森の会との間で締結されている「国有林野内の山火事予防啓発活動に関する協定」に基づき実施されているものです。当署では地域に根差したボランティア団体である「弘南森の会」及び「西北森の会」の皆様にも、毎年継続してご協力をいただいております。

国有林の林道を巡回し、入山者に対して煙草や焚き火など、火の元の取り扱いに関する注意喚起を行うなど、山火事の未然防止に向けた啓発活動が行われます。

### 交付式の様子

式では、当署署長より両会長に対し、山火事予防パトロール依頼証明書を交付しました。また、パトロール活動に用いる啓発チラシ、腕章、車両用ステッカーなどを手渡し、本年度の活動開始にあたり、安全の確保と激励の言葉が述べられました。また、近年増加傾向にある熊の被害や、昨冬の並外れた降雪による倒木や路面状況に応じた運転などについても注意を呼びかけました。





### 大船渡市での大規模火災を踏まえて

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災では、広範な森林が焼失するとともに、家屋の損害や周辺地域のインフラ停止など、広範に被害が生じる激甚災害となりました。こうした事態を受け、津軽森林管理署はこれまで以上に、より一層の注意を払って山火事予防に努めてまいります。本パトロール活動においても、入山者の方々に慎重に注意を呼び掛けていただくと、両団体の長からも決意を述べていただきました。

### 山に入る皆様へのお願い

山林に入られる方は、気候の変化に気を配り、無理のない行動を心がけてください。空気の乾燥や強風の多い季節には、ほんの小さな火元からも山火事に発展しやすく、ひとたび火がつけば消火が困難になることもあります。火器の利用を控え、特に喫煙をされる方は必ず携帯灰皿を使用し、吸い殻は必ずお持ち帰りください。筆者も入山者と出会った際には、丁寧に注意を呼び掛けてまいります。ひとりひとりの行動が、山火事の防止につながります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

